

金型取引の実態に改善傾向(指針効果を半数が評価)
～知的財産権取得等への取り組みは今一步～

本資料の概要

本資料は、近時指摘されている金型ユーザー企業を通じた金型図面データ等の意図せざる流出問題に対応すべく、経済産業省が昨年7月に発出した「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」(以下「指針」)の効果の調査・集計結果を発表するものである。

【「指針」の骨子】

- 契約内容の明確化
- 金型図面等に含まれる知的財産の管理保護
- 取引の公正化

調査・集計結果の概要

- 1. ユーザー企業を通じた金型図面・ノウハウの意図せざる流出事例の大幅減少**
「指針」発出前と比較すると、2社当たり1社以上の割合で存在していた発生比率は、「指針」発出後大幅に減少。
- 2. 「書面による取引」の割合の増加**
「指針」発出前の6割程度に対し、「指針」発出後は9割程度と増加。
- 3. 回答企業の半数が、「指針」の効果を評価**
回答企業の半数がなんらかの形で効果が出ていると「指針」を評価。
- 4. 知的財産権取得、機密保持契約締結による保護管理が今後の課題**
契約において機密保持条項を規定している割合は、全体の約4割。保護管理を実施、または検討している企業の割合は、全体の半数以下にとどまる。

本件問い合わせ先：

製造産業局素形材産業室
素形材製造機器担当 鈴木、松本
Tel: 03-3501-1063 (直通)

金型の取引実態に関するアンケート調査の結果について

平成15年3月10日
経済産業省
製造産業局

本年1月7日より2週間にわたって実施した表記調査の結果をとりまとめたので以下のとおり発表する。

1. 調査の目的

- (1) 近年、金型の製造委託取引において、金型企業が作成した金型図面等が、発注者等を経由して意図せざる形で海外に流出する問題が発生しており、これを放置すると、金型産業の競争力の維持に深刻な影響が及ぶものと懸念している。
- (2) このため、経済産業省は、昨年7月12日、製造産業局長名で、金型図面等に係る契約関係適正化、図面・ノウハウ等の適正な保護管理に向けた取り組み、独禁法・不正競争防止法における留意点、を内容とする「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」(以下、「指針」という。)を取引関係業界に示して問題是正に向けた対応を促したところである。
- (3) 本調査は、図面等の海外流出問題を含めて「指針」発出後における金型製造委託の取引実態をあらためて把握し、「指針」の効果を評価するとともに、金型取引問題への対策検討の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査概要

- (1) 調査期間：平成15年1月7日(火)～1月21日(火)
- (2) 調査対象：社団法人日本金型工業会会員 511社
上記工業会未加入の金型製造業者 962社
調査対象合計 1,473社

(3) 回答状況

	調査対象数	回答数	回答率
調査対象全体	1,473	461	31.3%
(社)日本金型工業会会員	511	242	47.4%
(社)日本金型工業会会員外	962	219	22.8%

3. 調査結果概要

A. 「指針」のフォローアップ

- (1) 「書面による取引」の割合は増加。

書面契約及び注文書による取引は9割程度である。単純比較は困難であるが、一昨年末から昨年末にかけて(社)日本金型工業会東部支部が実施した緊急アンケート結果の6割程度(金額の入った注文書の受領)に比べて増加

となっている。

このうち、契約書の締結に関しては、最大5割程度（基本契約3割＋個別契約2割）になっているが、基本契約書及び個別契約書とも締結している取引も存在することから、「書面による契約締結」は4割程度と推定される。

(2) 発注企業を通じた金型図面・ノウハウの意図せざる流出事例は大幅に減少。

「指針」発出前に実施されたヒアリング調査では、金型図面・ノウハウの意図せざる流出の事例が金型企業2社当たり1件以上の割合で存在していた。

「指針」発出から半年を経た今回の調査では、金型企業が提出した図面データ等を利用して、当該企業の合意を得ずに海外で同種の金型が製作されたケースは回答企業10社当たり1件の割合、発注元から、契約上の義務がないのに海外企業に技術指導を強く求められ、やむをえず指導したケースが回答企業20社当たり1件の割合、となっており、単純比較は困難であるが、その発生比率は大幅に減少している。

(3) 金型図面に含まれる知的財産・ノウハウの、その内容に応じた保護管理を契約等によって行うことはまだ十分なものとなっていない。

図面・ノウハウに関する取り決め

「指針」においては、取引契約において、図面等のノウハウに関して、その帰属、機密保持、対価の設定等について規定するよう要請したところである。この点、実態は、契約において機密保持条項を規定している割合は、全体の約40%となっており、今後とも金型企業及び発注企業双方に対し、ノウハウ等に対する取り決めの必要性についてより一層の周知を図る必要がある。

知的財産の保護管理

「指針」においては、金型企業に対し、金型図面に含まれる知的財産について、その内容に応じた保護管理（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、不正競争防止法上の営業秘密など）を要請したところである。この点、保護管理を実施、または検討している企業の割合は、全体の約46%となっており、今後とも金型企業に対し、知的財産管理の必要性について、より一層の周知を促す必要がある。

B. その他の金型取引に関する問題点

発注企業において、不当な「買ったたき」、「代金の減額」等の行為が見受けられる。

全金型取引の半数程度を占めていると推定される「金型を製造していない企業からの金型発注」等の金型取引は下請代金支払遅延等防止法（以下、「下

請代金法」という。)の保護の対象外となっているため、これらの取引において不当な「買ったたき(著しく低い代金を不当に定める行為)」、「代金の減額(あらかじめ定めた代金を減額する行為)」等の行為が見受けられる。これら下請代金法の保護対象外の取引を含め下請代金法における親事業者の禁止行為が行われていると回答した金型企業の比率は、以下のとおり(主な項目)。

「買ったたき」(64%)、「代金の減額」(41%)、「割引き困難な手形の交付」(40%)、「支払遅延」(37%)となっている。

(注)「金型を製造していない企業からの金型発注」については、下請代金法の保護対象とすべく今国会で法改正の予定。

C. 全体評価

回答企業の半数が、「指針」の効果を評価。

指針を知っているとする金型企業は全体の約9割であり、「指針の効果が出ていると思うか」との問いに対しては、その内の5割がなんらかの形で効果が出ていると回答。

<ヒアリング等で把握した効果の事例>

- ・複数の発注企業において、主に購買・調達部門を中心にして、金型取引に関連する取引法規や知的財産法規について社員教育・研修を開始。
- ・これまで、金型企業が提出した図面に基づいて海外企業に部品補修を依頼していた発注企業から、「今後の部品補修を(図面作成元である)貴社に御願います」と連絡があった。
- ・発注者側から、「今後の取引において、ノウハウの帰属、機密保持に関するとり決めについて相談したい」との申し出があった。
- ・「指針」のおかげで発注元に対して図面の提出・取扱いに関し、金型企業の言い分がより強く言えるようになった。

4. 調査結果の評価と今後の課題

今回の調査では、

金型図面・ノウハウの「意図せざる流出」事例の大幅な減少

「書面による取引」の割合の大幅な上昇

が認められ、「指針」が金型取引の問題是正に一定の効果をあげていることが確認された。

しかしながら、同時に、図面・ノウハウ、知的財産の保護に向けた取り組み等がまだ必ずしも十分に行われていないということも確認された。このため今後、以下のような対応を行う必要がある。

(1) 「指針」による指導の徹底

金型企業及び発注企業双方に対し、引き続き「指針」による指導を徹底していく必要がある。関係業界団体においても、既に本件についての問題は是正の取り組みが始まっており、経済産業省としては、今回の調査結果について紹介しつつ、それら取り組みをさらに加速するべく働きかけていく必要がある。

(2) 「取引基本契約書（標準約款）」の必要性

書面による取引契約の締結、知的貢献度を踏まえたノウハウ帰属の取扱い、機密保持や対価に関するとり決めなど「指針」が要請している対応が必ずしも十分でない企業も相当数ある。この点、企業における契約実務等についての知識経験の不足が予想されるところ、業界ベースで作成した「取引基本契約書モデル」の普及を通じて対応を促していくことが有効である。

(3) 知的財産管理の取組み強化

金型企業における知的財産管理の取り組みが依然として不十分である。経済産業省としては、昨年10月に金型取引関係者を対象とする第1回金型取引・知的財産セミナーを開催したところであるが、今後ともあらゆるチャネルを通じて金型取引・知的財産実務に関する知識の啓蒙に努めていく必要がある。また、昨年12月に業界ベースで製作した「マル秘マーク」の普及を促していくことも有効である。

(4) 下請代金法による保護範囲の適正化（金型製造委託取引全般への拡大、今国会で改正予定）

下請代金法の保護対象外の取引において、不当な「買ったたき」、「代金の減額」等の行為が見受けられることから、発注企業としての取引態度を是正していくためにも、下請代金法を改正して保護範囲の適正化を図ることが必要である。

5. 今後の具体的対応

(1) 「指針」による指導の継続

金型企業及び発注企業双方に対し、「指針」による指導を継続（本年7月に第2回の「指針」フォローアップを行う予定）。

関係業界団体に対し問題は是正に関する取り組みの加速化を働きかける。

(2) 「取引基本契約書モデル」及び「マル秘マーク」の普及に向けた業界の自主的な活動を支援する。

(3) 知的財産管理の取組み強化

知的財産戦略大綱（昨年7月閣議決定）に基づく 知的財産の取得・管理指針、 営業秘密管理指針、 技術流出防止指針の策定及び金型企業への普及・啓蒙を図る。

金型取引関係者を対象とする金型取引・知的財産セミナーを全国で開催（主

要数都市)し、金型取引・知的財産実務に関する知識の啓蒙を図る。
(注) 3月20日に第2回のセミナーを大阪で開催予定。

(4) 下請代金法による保護範囲の適正化とその指導・徹底

金型の製造委託全般を保護の対象とすること等を内容とした下請代金法改正案の早期成立を今国会で図る。

同改正法が確実に遵守されるよう、金型業界及びユーザー業界に対し、その指導・徹底を図る。

本件問い合わせ先： 製造産業局素形材産業室 素形材製造機器担当 鈴木、松本 Tel: 03-3501-1063 (直通)

以 上